平成21年版

環境白書

概要版

目 次		白書本編の関連頁
本県の環境施策の枠組み	1 —	10
第1章 自然と人との共存		
自然環境の体系的保全	3 —	13
自然とのふれあいの確保	5 —	20
農地、森林、沿岸域の環境保全機能の維持・向上	7-	26
快適環境の確保環境美化への取組	9-	32
環境美化への取組	10 —	36
第2章 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築		
大気環境	11 —	37
大気環境 水環境	13 —	52
騒音、振動、悪臭、鉱山鉱害及び土壌汚染対策	16 —	70
化学物質対策	18 —	76
廃棄物対策、リサイクル		
公害紛争の処理及び環境事犯の取締り	25 —	105
第3章 地球環境保全への積極的な取組		
地球温暖化対策	26 —	109
オゾン層保護対策	29 —	118
第4章 環境保全に向けての全ての主体の参加		
環境に配慮した自主的行動の促進	30 —	119
環境教育・環境保全活動の推進		
第5章 共通的・基盤的施策の推進	34	127

※本概要版のほか、環境白書本編・資料編については、環境あきた創造課のホームページに掲載してありますので、御覧ください。 環境あきた創造課の URL http://www.pref.akita.lg.jp/kankyoho/

本県の環境施策の枠組み

本県では、「秋田県環境基本条例」に基づき「秋田県環境基本計画」を策定し、「風かおる緑豊かな秋田」を将来に伝え残していくことを目指して、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進しています。

秋田県環境基本条例

本県では、平成9年12月に「環境保全に関する基本理念」、「県・市町村・事業者・県民の責務」、「環境施策の基本的事項」などを明らかにした**「秋田県環境基本条例」**を制定しました。

基本理念

- ①健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- ②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ③地球環境保全の推進



秋田県環境基本計画

秋田県環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進するため、平成10年3月に**「秋田県環境基本計画」**を策定しました(平成15年6月に改定)。 この計画では、県民がそれぞれの立場で果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針を示しています。



環境白書

秋田県環境基本条例第 11 条で、県は毎年環境の状況、環境の保全に関して講じた施策の状況等を公表することとされ、「環境白書」として公表しています。

秋田県環境基本計画(重点プロジェクト)の進捗状況

	項目	単 位	基準	年•基準値	実 ※()のないものは H20実績	平成22年 (2010年)
1	生物多様性の確保					
	自然環境保全地域等の指定数	地 域	13	19	21	25
	レッドリスト作成分類群数	群	13	8	11	12
2	自然と人が共存した持続可能な農業、林業	、漁業の	推進			
	県土の保全・自然生態系を育む基盤づくり (農業用排水施設整備面積)	ha	13	6,300	27,100	28,000
	保安林の累積整備面積 (平成 13 年度からの累積面積)	ha	13	4,216	29,728	40,066
	都市との積極的な連携・交流の促進 (農山村と都市住民等の交流参加者数)	人	13	45,309	91,257	85,000
3	三大湖沼の水質浄化					
	十和田湖湖心の COD75%値	mg /L	13	1.4	1.4	1 以下
	八郎湖湖心の COD75%値	mg /L	13	6.8	6.5	4以下(9.4*)
	田沢湖表層の pH 年間平均値	_	13	5.6	5.0	6以上
	田沢湖湖心の COD75%値	mg /L	13	0.8	0.5 未満	1 以下
4	都市河川の浄化					
	公共用水域環境基準適合率(BOD-COD)	%	13	79.4	87.2	95
	生活排水処理施設普及率	%	13	53.8	76.7	80
5	化学物質による環境汚染の防止					
	化学物質等対策の推進 (ダイオキシン類環境基準達成率)	%	13	99.3	100.0	100.0
6	廃棄物の減量化・リサイクルの推進					
	県民1人1日当たり一般廃棄物排出量	グラム	11	1,050	1,054(H19)	890
	リサイクルリーダー数	人	13	144	371	880
	一般廃棄物リサイクル率	%	11	15.6	18.1 (H19)	24.1
	産業廃棄物減量化・リサイクル率	%	11	58.2	65.6(H16)	77.7
	産業廃棄物最終処分量	千トン	11	1,109	922(H16)	590
7	地球温暖化対策の推進					
	県内の二酸化炭素排出量 (1990年の排出量を100%にした割合)	%	12	131	132(H18)	100
	新エネルギー導入量(原油換算した量)	干kl	13	231.4	344.7(H19)	389.8
8	国際協力の推進					
	環境保全分野の海外技術交流地域数	地域	13	1	1	2
9	9 環境教育、環境学習の情報ネットワーク構築					
	環境あきた県民フォーラム会員数(団体)	団体	13	83	96	175
	同(個人)	人	13	196	153	300
	こどもエコクラブ登録数(年間)	クラブ	13	50	88	100
	環境カウンセラー登録数	人	13	19	35	50
	あきたエコマイスター登録数(累計)	人	13	66	324	270
			≫[ā èi	, 7.341.7.16.7.34.27.12.12.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14.17.14	<u>·</u> :計画(第1期)₁に掲け	ブス ロク4 午 麻の 日 樺 店

※「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第 1 期)」に掲げる H24 年度の目標値

第1章 自然と人との共存

自然環境の体系的保全

本県は、日本海と奥羽山脈に囲まれた約11,600kmの県土を有しており、そこには多様な自然環境が形成され、多種多様な動植物が見られます。

この恵まれた自然環境は、我々だけではなく、後世にわたり良好な状態で引き継がなければならないものです。そのためには、自然環境調査を行い、それに基づいた体系的な保全を図るとともに、自然とのふれあい活動などを通じて、自然保護意識の普及啓発を推進していく必要があります。

自然保護思想の普及啓発

近年の様々な環境問題に対処するためには、自然を大切にし、自然とふれあい、自然と 調和した活動を行う県民意識を育むことが大切です。

このため、①モデル的な自然観察会(ネイチャー・フィーリング)の開催、②自然観察会の指導者等を対象とした自然観察リーダー研修会の実施、③自然ふれあい施設「秋田県環境と文化のむら」での自然観察会、講習会の実施などの施策を推進しています。

○平成20年度モデル自然観察会 (ネイチャー・フィーリング)

実	施	筃	所	参加者
中島	53名			

○平成20年度自然観察リーダー研修会

実	施	筃	所	参加者
横沢公園	(大仙で	40名		



モデル自然観察会(にかほ市獅子ヶ鼻湿原)

2 自然環境保全地域等の指定・管理

秋田県の貴重な自然環境を保全するために、平成21年3月31日現在、自然環境保全地域が17箇所、緑地環境保全地域が4箇所指定されています。また、自然環境保全地域等の現況調査を行うとともに、自然環境保全地域の巡視歩道の管理や標識等の整備を行いました。



世界遺産の白神山地(小岳からの眺望)

3 自然環境の保全管理

県内の自然環境の保全状況の把握、保全のための指導を行うために、秋田県自然環境保全条例により自然保護指導員が配置されています。平成20年度は、全県で51名が任命されています。

4 秋田県版レッドデータブック

「レッドデータブック」は絶滅のおそれのある野生動植物についての本のことです。秋田県版レッドデータブックは平成14年に植物編・動物編が刊行されており、平成20年度には秋田県版レッドデータブック維管束植物以外編(蘚苔類・地衣類)を刊行するとともに、レッドリスト(シャジクモ類:植物)を発表しています。これらには絶滅のおそれのある種など、1,303種が記載されており、現在は将来的な改訂に向けての調査や情報収集を行っています。



5 野生鳥獣の保護

県内に生息する多種多様な野生鳥獣の保護のため、鳥獣保護事業計画(5か年計画)を策定し、 鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護区の指定、 鳥獣の分布調査、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護 センターにおける傷病野生鳥獣の保護、カモシ カ、ニホンザル、ツキノワグマの生息調査と保護 管理計画の策定などの施策を実施しています。



収容されたムササビ(鳥獣保護センター)

温泉の保護と利用

本県は豊かな温泉資源に恵まれており、平成21年3月31日現在の温泉地数が130地域、浴用・飲用向けの温泉総数が518箇所で、平成20年度の宿泊利用人員は1,784千人となっています。また、八幡平温泉郷、田沢湖高原温泉郷、秋ノ宮温泉が国から国民保養温泉地として指定されています。

一方、地熱水の利用による発電等の他目的利用も行われています。

県では、温泉を保護するとともにその適正利用を図るため、温泉法に基づく掘削、動力装置の設置、温泉利用の許可などを行っているほか、温泉保護地域を定め掘削、増掘等の規制を行っています。

○市町村別温泉源泉数(浴用・飲用分)

(平成21年3月31日現在)

市町村名	源泉数	市町村名	源泉数	市町村名	源泉数
秋田市	25	大 仙 市	29	五城目町	7
能 代 市	7	北秋田市	16	八郎潟町	2
横手市	32	にかほ市	15	井 川 町	0
大館 市	40	仙北市	48	大 潟 村	2
男 鹿 市	24	小 坂 町	5	美 郷 町	6
湯沢市	84	上小阿仁村	4	羽後町	1
鹿角市	121	三種町	7	東成瀬村	6
由利本荘市	27	八峰町	4		
温 上 市	3	藤里町	3	県	† 518

自然とのふれあいの確保

本県は、八幡平や秋田駒ヶ岳などの火山、十和田湖・田沢湖といったカルデラ湖、数多くの渓谷など、特色ある自然景観に恵まれています。そこでは、優れた景観と多様な高山植物などを楽しむことができるとともに、名瀑探勝や秘湯、キャンプ体験などのできる有数のアウトドアスポットとしても注目を集めています。

また、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などを背景として、自然とのふれあいを 求める機運が一層高まってきており、県では、豊かで美しい秋田の自然環境を保全しつつ、 本来の自然とより積極的にふれあえる県土づくりに取り組んでいます。

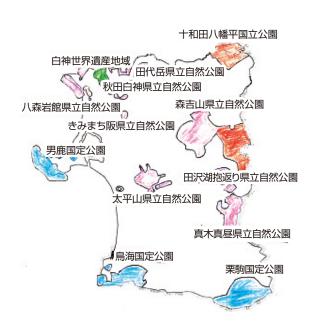
自然公園の保護と整備

(1) 秋田県の自然公園

本県には、十和田八幡平国立公園をはじめ鳥海、栗駒、男鹿の三つの国定公園と八つの県立自然公園があり、県土の約11%を占めています。そこには自然とのふれあいを求め、県内外から数多くの利用者が訪れています。

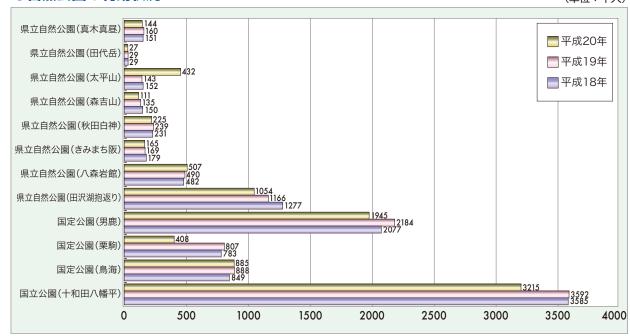
(2) 自然公園の利用状況

自然公園の適正な利用を図るため様々な施設の整備を進めており、これらの施設を活用して、自然探勝、温泉利用、登山、キャンプなど、多様な利用がなされています。



○自然公園の利用状況

(単位:千人)



(3) 自然公園等の管理と利用者指導

自然公園等の管理と充実のため20名の自然公園管理員を配置し、高山植物の盗採の防止や、施設の維持管理、公園利用者のマナー指導などの業務を行っています。また、自然保護意識の普及啓発を図る中心的な施設として、ビジターセンターなどの整備に努めています。

○ビジターセンター一覧

(平成21年3月31日現在)

施 設 名	公 園 名	整備年度	延床面積	建築主体
八幡平ビジターセンター	十和田八幡平国立公園	平成13年度	802m²	環境省
玉川温泉ビジターセンター	十和田八幡平国立公園	平成 9年度	803m²	県
秋田駒ヶ岳情報センター	十和田八幡平国立公園	平成17年度	512m²	県
鉾立ビジターセンター	鳥 海 国 定 公 園	昭和60年度	378m²	県
素波里ふるさと自然公園センター	秋田白神県立自然公園	昭和58年度	375m²	県
白神山地世界遺産センター	白神山地世界遺産地域	平成10年度	719m²	環境省
森吉山野生鳥獣センター	森吉山国設鳥獣保護区	平成16年度	522m²	環境省
環境と文化のむら		平成 7年度	51.9ha*	県

* 敷地面積

用語解説

○ ビジターセンター

自然公園を訪れる方々に自然とのふれあいに必要な情報をきめ細かく提供する施設です。 展示や映像、ビジターセンター主催の様々な自然とのふれあい活動プログラムを通じて自然がわか りやすく理解できるようになっています。

(4) 自然公園の整備状況

利用者の利便性、安全性の確保のため、駐車場や 避難小屋の整備に加え歩道の木道化やトイレの水洗 化など施設の整備・更新を行っています。

○平成20年度自然公園施設整備の実施状況

工事内	容		施		設		名			公	3		名	
木 歩	道	野	鳥	の	森	遊	歩	道	栗	駒	玉	定	公	遠
トイ	レ	土) [氢比	也公	衆	トイ	ノ レ	森	吉山	県 3	と自	然公	、園



須川園地 (野鳥の森木歩道)

2 森林の総合利用

健康志向の高まりや余暇時間の増大に伴って、森林に対するニーズが多様化してきているなか、森林のもつ保健休養などの機能を活用した森林総合利用施設の整備を進めています。

○森林総合利用施設の整備状況

(平成21年3月31日現在)

名 称	箇所	摘 要				
いこいの森	47					
立県百年の森	1	能代市				
森林総合利用	40	林業構造改善事業 森林空間総合事業				
生活環境保全林	41	治山事業				

		(1/3/2:10/30:11/8/2/
名 称	箇所	摘要
県民の森	1	仙北市
樹園地	3	鹿角市、秋田市、仙北市
学習交流の森	1	学習交流館場内(秋田市)
体験の森	1	ぶなっこランド内(八峰町)

合 計 135

農地、森林、沿岸域の 環境保全機能の維持・向上

農地、森林、沿岸域においては、水資源のかん養などの公益的機能をより充実させると ともに、周辺環境との調和がとれた事業を進めています。

環境と調和した農業の推進

農業は、水資源のかん養や洪水の調節などの県土保全、有機物などの土壌への還元による生態系の保持などに大きな役割を果たしています。また、消費者の関心は、「安心して食べることのできる農産物へ」と変化してきています。

平成12年度からは、持続農業法に基づき、土づくり、減化学肥料、減化学農薬など環境に配慮した農業生産方式に取り組む農業者を知事が認定する「エコファーマー」制度が開始されました。

平成 20 年度は 635 人のエコファーマーが認定され、平成 21 年 3 月 31 日現在の認定者数は 4,160 人です(認定期間は5年間)。



○**エコファーマー認定者** (平成21年3月31日現在)

認定年度別

年	度	人数(人)
平成1	6年度	87
平成1	7年度	181
平成1	8年度	842
平成1	9年度	2,415
平成2	0年度	635
合	計	4,160

作物別

11 1/2/23	
作 物	人数(人)
水 稲	2,671
野菜(葉)	700
野菜(果)	705
野菜(根)	16
果樹	10
麦類	1
豆類	29
いも類	21
花き	2
合 計	4,160

2 森林の保全

本県は、森林面積が県の面積の71%を占めるなど全国有数の森林県です。

森林は、木材の生産・販売といった経済的機能のほか、水源のかん養・土砂崩壊の防止や保健休養などの公益的機能を有しています。特に近年は公益的機能について県民の関心が高まっているほか、地球温暖化という側面からも注目されています。

県では、「資源の循環利用林」、「水土保全林」、「森林と人との共生林」を森林整備の基本方向とし、北東北三県の連携による「緑のグランドデザイン」に基づく、生物多様性を保全するための「緑の回廊」を構築するなど、森林の持つ多様な機能の維持・管理を図ります。

また、平成20年4月には、「ふるさと秋田」の森林を将来にわたって健全に守り育てていくために「秋田県水と緑の森づくり税」を導入し、環境や公益性を重視した森づくりを行っています。

○「秋田県水と緑の森づくり税」の仕組み 県 民 税 納税 県民・企業 森づくり税 既存分 基金へ 参画 積立 づ 秋田県水と緑の森づくり基金 < 秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会 り (県民参加の第三者機関) 事業協議・報告 \wedge 基金を財源として の 【委員の構成】学識経験者、公募委員等 意見の反映 事業を実施 加 事業の 事業の 報告 秋田県水と緑の森づくり税による事業 針広混交林化事業、マツ林健全化事業 など…

○森林の概要

(平成20年3月31日現在)

Γ Δ	面積	蓄積(千㎡)					
区分	(千ha)	総数	針葉樹	広葉樹			
国有林	375	51,174	26,704	24,470			
民 有 林	447	99,316	73,693	25,623			



間伐の行き届いたスギ人工林



間伐の様子

自然環境に配慮した漁業施設の整備

漁港周辺には漁業生産上重要な岩礁域が広がっています。この岩礁域には、ホンダワラを はじめとする藻場が分布し、アワビやウニなどの大切な漁場として地域の漁業者に利用されて います。また、藻場は本県の重要な水産資源であるハタハタの産卵場でもあるほか、多くの 魚種にとって稚仔魚の生育の場としても重要な機能を持っています。

漁港の整備に当たっては、これまでも周辺環境との調和に努めてきましたが、今後とも環 境保全への要請に的確に対応し、また、「資源管理型漁業」の推進により良好な資源水準 を維持しながら沿岸域の高度利用を図っていくため、自然環境との調和や周辺環境への影響 を緩和する構造物、工法などの採用を積極的に推進します。

快適環境の確保

自然と人とが共存できる社会の構築の一環として、緑が身近に感じられる、快適な都市環境を確保・創出するとともに、県民の心のよりどころとなる自然景観や歴史的・文化的遺産の保全を行うなど、快適環境の保全・創出のための施策を行っています。

快適な都市環境の確保・創出

本県の都市公園の整備状況は、平成 20 年度末で 550 箇所、1,460ha で、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は 18.6 ㎡となっています。

河川環境については、従来の洪水氾濫防止機能などに加え、多自然川づくりやふるさとの 川整備事業など、各種事業を実施し、河川・海岸の環境保全と創造に努めています。

都市周辺の森林については、保健休養機能をはじめ、国土保全機能、水源かん養機能などの公益的な機能を総合的に発揮することができる森林(生活環境保全林)の整備を積極的に進めており、整備状況は、平成20年度末で41箇所、1,780haとなっています。

2 自然景観、歴史的・文化的遺産の保全

本県の豊かな自然に恵まれた景観やのどかな風景を守り、心のなごむ県土を将来に引き継ぐために、「秋田県屋外広告物条例」や「秋田県の景観を守る条例」を制定し、地域特性に応じた良好な景観の保全・創出を推進しています。

また、県民文化の基盤を形成している由緒ある史跡や町並みなどを保存して、ふるさとの優れた歴史的・文化的遺産を次の世代に継承していくために、「文化財保護法」や「秋田県文化財保護条例」に基づいて文化財の指定や保護を進め、豊かで地域的な特色を持つ歴史的・文化的環境の保全と活用に努めています。

この基本方針に基づき、心豊かな生活を求める県民のふれあいの場、郷土学習の場として活用できる歴史的環境の整備と自然環境の保全を進めています。

○秋田県の景観を守る条例に基づく建築物又は工作物の新築等の届出件数

平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
93件	97件	112件	109件	88件	68件	60件	54件
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	合計
28件	64件	55件	75件	106件	83件	64件	
							1,156件



護岸の緑化に配慮した川づくり(竹生川)



海水浴客で賑わう琴浜海岸(宮沢海水浴場)

環境美化への取組

道路沿いや河川敷、あるいは公園などの多くでは、ボランティアによる地道なクリーン アップ活動が行われていますが、依然として空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみ が目につきます。

このため、県では、住みやすく、公園のように美しい秋田を目指して、市町村と連携し、 県民参加型の美化運動の推進に取り組んでいます。

美しいふるさとづくり運動の気運の醸成

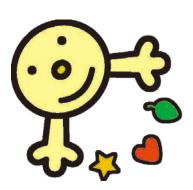
平成13年4月から施行された「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例(通称:ポ イ捨て禁止条例)」の周知や環境美化意識の高揚を図るため、ポイ捨て防止キャンペーン等 を実施しています。

●美化のシンボルマークは「クリンちゃん」

秋田県の美化運動のシンボルマーク、名前はクリンち やんです。

星やハートなどの3つのマークは「花(ハート)・緑(葉)・ 夢(星)」を図案化したもので、これらのマークを人(私 たち)が広げた両腕の中に抱える構図となっています。

広げた両腕から飛び出そうとするマークは、私たち自ら の手で美化に取り組むことにより、未来に向かって秋田県 の環境が向上していくことをイメージしています。



環境美化マスコット「クリンちゃん」

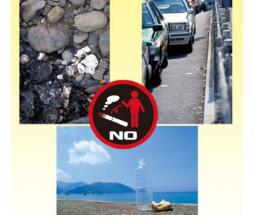
全県的な環境美化活動の輪づくり

(1) あきた・ビューティフル・サンデー

4月第2日曜日を「あきた・ビューティフル・ サンデー」、4月を「あきた・クリーン強調月 間」と定め、雪解け後の身近な場所のクリー ンアップを呼びかけています。

(2) あきたクリーンパートナー登録制度

県内で環境美化活動に取り組んでいる5人 以上の団体等(住民団体、町内会、学校、 企業等)を「あきたクリーンパートナー」とし て登録し、清掃活動に必要な物品等を提供 する制度を平成18年度から実施していま す。平成20年度末時点で69団体が登録し ています。活動状況は県のホームページでも 紹介しています。



街を変えるのはあなたの意識です

ポイ捨て防止キャンペーン

境への負荷の少ない 第2章 循環を基調とした社会の構築

大気環境

大気の汚染は、ぜん息、呼吸器疾患などの健康被害や動植物の生態系に対して悪影響 をもたらします。また、近年では身の回りの問題だけでなく、光化学オキシダントなど汚 染物質の広域的な移動による問題にまでその範囲は広がっています。大気汚染の原因は、 工場・事業場から出されるばい煙や自動車の排ガスなど、ほとんどが人間の活動によって もたらされるものです。県及び秋田市では、大気汚染防止法や秋田県公害防止条例に基 づき、健康で暮らし良い生活環境の実現のために、良好な大気環境の保全に努めています。

大気汚染の現況

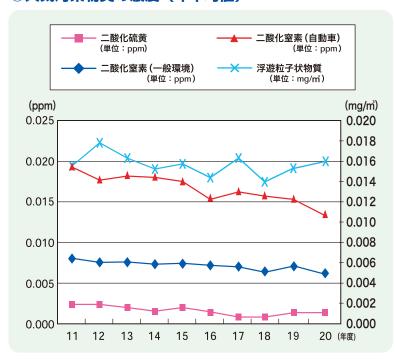
大気環境はおおむね良好な状態を保っています。

二酸化硫黄(14局)、二酸化窒素(16局)、一酸化炭素(4局)及び浮遊粒子状物質 (22局)は、全測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントは全測定局(4局) で環境基準を達成できませんでしたが、オキシダントに関する大気汚染注意報・警報は県内 では発令されていません。

また、県内では酸性雨が観測されていますが、被害は報告されていません。

発がん性等の人の健康に有害な影響を及ぼすおそれがある有害大気汚染物質についてモ ニタリングを実施していますが、環境基準が定められているベンゼン等4物質については、基 準を超える値は検出されていません。

○大気汚染物質の濃度(年平均値)



○酸性雨の経年変化

